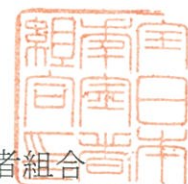


2020年8月5日

内閣防災大臣 武田 良太 様  
財務大臣 麻生 太郎 様  
総務大臣 高市 早苗 様  
厚生労働大臣 加藤 勝信 様  
農林水産大臣 江藤 拓 様  
経済産業大臣 梶山 弘志 様  
国土交通大臣 赤羽 一嘉 様  
環境大臣 小泉進次郎 様

全日本年金者組合  
中央執行委員長 金子民夫



## 2020年7月豪雨被害に関する申し入れ

九州6県と島根、岐阜、長野、山形の各県をはじめ広範な地域を襲った集中豪雨による被害は、河川の氾濫による浸水被害、住宅の損壊や土砂災害に加え、停電による断水、観光や農林漁業など甚大な被害が発生しています。

災害被災者は被害者であり、支援を求める生活困難者となっています。床上浸水は、台所やトイレ、風呂という日常生活を送る上で必要な機能を一瞬で奪いました。とくに、年金生活者は高齢で、夫婦二人暮らしの方が多くいます。年金は下がるばかりで備えが無い高齢者が大勢おり、健康不安を抱えながら、この大災害に途方に暮れています。

被災から1ヵ月近くが経過した現在でも、住宅の浸水により避難所生活を余儀なくされている方が大勢います。新型コロナ禍の収束まで誰も見通せない状況の中、避難所でのコロナ感染予防対策も重要な課題となっています。一刻も早く日常生活が再開でき、希望の持てる支援を求めています。

また、梅雨前線の影響で、さらなる被害の拡大が危惧されます。こうした状況も踏まえて、2次災害が起きないように万全の対策をとるとともに、速やかな住民への保障と日常生活を営む環境整備が求められています。よって、以下の事項について実施するよう緊急に申し入れます。

### 記

- (1) 被災者の医療費・入院時の食費が無料になる措置を直ちに講じ、国の負担で国民健康保険料や後期高齢者医療制度保険料などの免除軽減措置を講じること
- (2) 介護保険料・利用料の負担免除および減免措置を国の負担で行うこと。
- (3) 税や保険料の減免、医療や介護などの相談等、現行の多面的な制度について、内閣府は、「被災者支援に関する各種制度の概要」という冊子を出すとともに、ホームページにでも相談窓口など詳しく載せている。しかしながら、独居老人や高齢者は対応できる状況ではない。自治体職員や自治会・町内会など顔見知りの安心できる方が訪問して、実情を聞き、相談に乗ること。また、ホームページに記載されている内容を印刷して配布すること。
- (4) 年金生活者からは「年金暮らしで生活が困難なのに家の修理代など出せない」と悲痛の声が上がっている。早急に必要なたてをとり援助すること。また、

- 高齢者で低所得の方の場合、住宅再建は極めて難しい。住民の要望を聞き、県営、市営住宅をはじめ、公共的な住宅のあっ旋などの対応を行うこと。
- (5) 建物損壊の程度や、被害額の規模により、災害救助法や激甚災害の対象にならないものに対しても、県や市の独自の取り組みや、被災者個人の負担が大きなものにならないように特別交付税などで対応すること。
  - (6) 住民の生活再建に必要な住家被害の調査及び罹災証明事務を迅速に行うため、市町村への人的支援を行うこと。
  - (7) 住宅被害の判定については「被害の実態を十分に加味して弾力的に評価する」こと。
  - (8) 被災者生活再建支援法改正案(300万を500万円に)を実現すること。
  - (9) 集中豪雨の影響による、農林漁業など産業の被害については、施設等の再建・修繕・撤去や停電・断水等で被害を受けた農林漁業者等への支援、災害関係資金の無利子化及び保証料免除、速やかな災害査定手続きを行うとともに、「産業被害に対する」具体的支援策を講じること。
  - (10) 大分県、熊本県をはじめ観光地・温泉地などでの被害は、新型コロナウイルスの影響による減収と水害による被害など二重の打撃を受けている。特別な支援策を講じること。
  - (11) 被災した医療機関に対し、医薬品、医療資材を迅速に供給、確保すること
  - (12) 新型コロナ禍における避難所対策について
    - ① 現在の避難所については、「可能な限り」増設するとともに新型コロナウイルス感染防止策を講じた避難所に改良すること。特に「避難所の衛生環境の確保」「十分な換気の実施」「発熱、咳（せき）等の症状が出た人のための専用スペースを確保すること。また、高齢者や障害者、妊婦、幼児などへの配慮を行うこと。
    - ② 早急に、新規避難所を開設するとともに、ホテル・旅館の活用、自宅療養者の在宅避難を含む適切な避難について検討すること。
    - ③ 食料などの物資は、避難所に滞在する避難者だけでなく、在宅避難者や車両避難者へも供給すること。
    - ④ 災害支援を受けるなかで人との接触機会が激増していることから、新型コロナ禍による感染防止のために全ての住民及びボランティアに対する特別な定期的PCR検査を実施して、安心を確保すること。
  - (13) 熊本県のケース
    - ① 家屋の全壊、半壊、床上浸水が約4,000棟という甚大な被害が出た人吉市の仮設住宅建設予定数はわずか48棟にすぎない。国の財政支援をふくめて「みなし仮設」を含む仮設住宅建設を被害の実態に合ったものに抜本的に増やすこと。
    - ② 災害ゴミの収集、仮置き場の確保、処分を被災自治体まかせにせず、国、県がイニシアチブを発揮して自治体の枠を超え、場合によっては県の枠を超えて対処すること。
    - ③ コロナ禍の関係でボランティアが県内に制限されていることから復旧のための人手が絶対的に不足し、復旧の大きな障害となっている。ボランティアは重要だが、公費を投入して一定数の臨時の要員を確保するなどボランティア頼みの現在の方式を抜本的に改善すること。

以上